

# 林業に係る所得金額の計算書についてのお知らせ

令和8年4月 宮崎県

宮崎県では、地方税法第72条の4第2項第1号に定める林業を営む方の法人事業税の申告事務の負担軽減と適正な所得計算による申告納付の観点から、【林業に係る所得計算の参考様式】と【記載の手引き】を作成しました。

## 1 【林業に係る所得金額の計算書】の提出が必要な場合

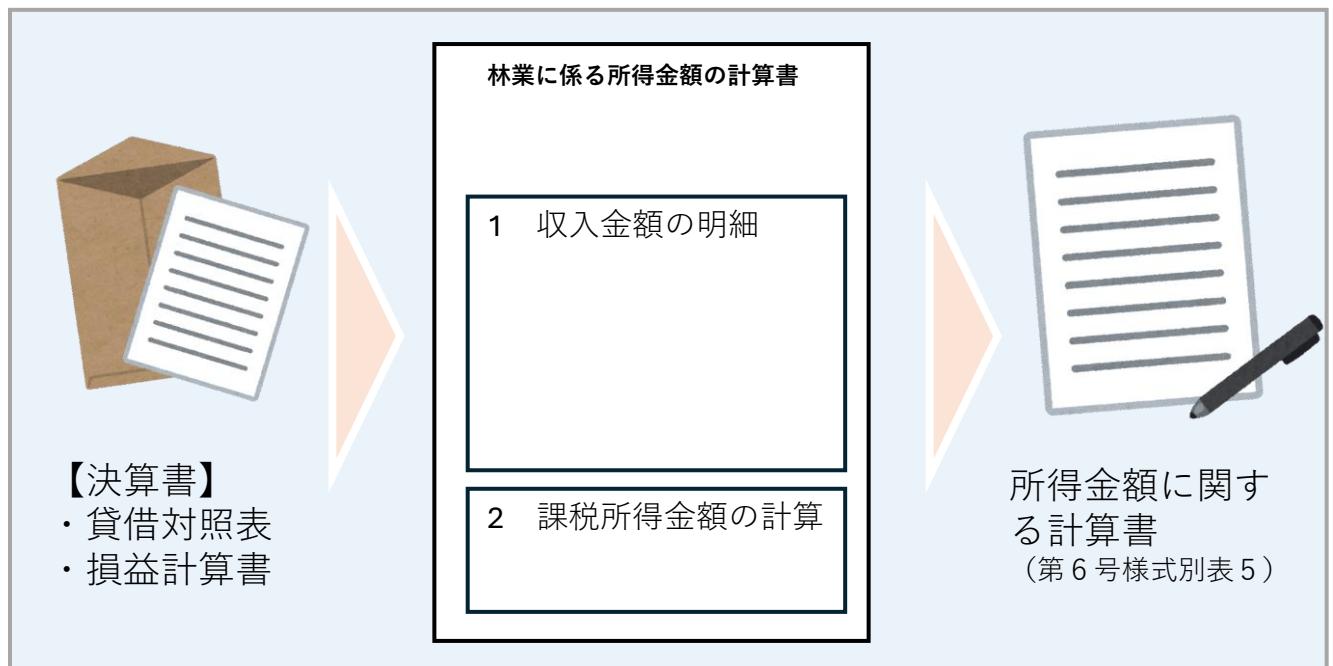
「法人事業税が非課税となる林業」と「課税事業」を併せて行っており、**共通経費等の区分が困難な法人**は、確定（修正）申告書の提出において、以下の書類を提出くださいますようお願いいたします。

## 2 確定申告書（修正申告書）に添付する書類

- ア 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
- イ 林業に係る所得金額の計算書（別紙参考様式）※ 任意のものでも可
- ウ 法人税申告書別表四の写し
- エ 雑益、雑損失等の内訳書（任意様式）
- オ 決算書（貸借対照表・損益計算書）

- ◆ 新たに作成した「イ 林業に係る所得金額の計算書（別紙参考様式）」では、総収入金額に占める非課税事業の収入金額の割合を総所得金額に乘じ、非課税分の所得金額を算定します。
- ◆ 「記載の手引き」には、それぞれの収入の区分方法及び所得計算書の記載方法を掲載しています。具体的な取扱いについては、そちらをご覧ください。
- ◆ 上記の事務の流れを裏面に掲載していますので、参考にしてください。

## 作成のイメージ



### 3 【林業に係る所得金額の計算書】の記載方法

#### (1) 次の2つに該当しているか確認する。

両方に該当する場合は添付資料が必要なので(2)へ進む。

両方に該当しない場合は、添付書類は不要なのでここで終了する。

「法人事業税が非課税となる事業(※)」と「課税事業」を併せて行っている。

「非課税となる事業」と「課税事業」の共通経費等の区分が困難である。

※ 「法人事業税が非課税となる林業」とは、**土地を利用して養苗・造林・撫育・伐採を行う一連の事業**をいいます。

伐採のみを行う事業や一部作業受託、椎茸栽培、うるし採取などの事業や、不動産貸付業など林業以外の事業は課税の対象になります。【地方税法取扱通知 第3章2の2】

#### (2) 決算書(貸借対照表、損益計算書)から、記載の手引きに従って【イ 林業に係る所得金額の計算書】を作成する。

#### (3) 【イ 林業に係る所得金額の計算書】の「2 課税所得金額の計算」で算定した「⑩非課税分の所得金額等」を【ア 所得金額に関する計算書】の「⑱林業に係る所得」に記載する。

#### (4) 【ア 所得金額に関する計算書】の「⑳合計」を計算して記載する。

### 4 問合せ先

ご不明な点がございましたら、次の問合せ先までご連絡ください。

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
宮崎県税・総務事務所	880-0805	宮崎市橘通東1-9-10 県庁4号館	0985-26-7274	宮崎市、国富町、綾町
日南県税・総務事務所	887-0031	日南市戸高1-12-1	0987-23-7136	日南市、串間市
都城県税・総務事務所	885-0024	都城市北原町24-21	0986-23-4589	都城市、三股町
小林県税・総務事務所	886-0004	小林市細野367-2	0984-23-3194	小林市、えびの市、高原町
高鍋県税・総務事務所	884-0002	高鍋町大字北高鍋3870-1	0983-23-0213	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
日向県税・総務事務所	883-0046	日向市中町2-14	0982-52-4147	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
延岡県税・総務事務所	882-0872	延岡市愛宕町2-15	0982-35-1813	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町